

掲載・更新年月日：				2025年11月1日
金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表				
金融事業者の名称		株式会社新都心エージェンシー		
■取組方針掲載ページのURL		https://www.shintoshin-ag.co.jp/trust/		
■取組状況掲載ページのURL		https://www.shintoshin-ag.co.jp/trust/		
原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2		実施	【方針1】お客様に安心・安全をお届けする身近なパートナーであり続けます 【方針2】専門性を高め、お客様の最善の利益を追求します	【方針1】 企業の事業活動の持続的成長を下支えするという使命感を持ち、企業保 險分野のプロフェッショナルとして、専門性を高め、対応力を磨き、スピード感ある行動力でお客様満足を最大化してまいります。 社員一人ひとりが、「お客様本位」の価値観を持って行動し、常にお客様の課題・悩みを解決する最上級のコンサルタントを目指します。 【方針2】 当社の役職員は、プロフェッショナルとしての高度な専門性とコンプライアンスの意識を持ち、お客様に最善の利益をもたらすよう努めます。 【KPI(2)】独自アンケート(ISO9001基準)
	注			【方針1】 お客様の経営課題・リスク構造を的確に把握し、最もふさわしい保険設計を提案します。 【方針2】 「お客様の安心と満足」を実現するため、お客様の不安とリスクに対して最善の解決策を提供することにより、保険代理店としての使命を果たします。 【KPI(2)】独自アンケート(ISO9001基準)
原則 3		実施	【方針3】利益相反を適切に管理します	【方針3】 当社は、比較説明・推奨販売方針を定め、これに基づき適正に保険募集を行います。複数の保険会社と委託契約を締結する乗合代理店として、お客様の意向をしっかりと確認・把握した上で、商品選択を行います。
	注			【方針3】 当社は、ISO9001基準に従って管理部による内部監査(年2回)を実施しており、不備事項があった場合には、是正と改善を行っています。 【KPI(3)】内部監査実施率
原則 4		非該当	【補充方針(プロダクトガバナンス)】	【補充方針(プロダクトガバナンス)】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
原則 5		実施	【方針4】わかりやすく重要な情報を提供します 【方針5】お客様それぞれにふさわしいサービスを提供します	【方針4】 お客様の意向に沿った適切な商品を選択いただけるよう、お客様の商品に関する知識・理解、予算、契約の目的等を総合的に勘案して、明確・平易かつ誠実な説明を心がけます。 【方針5】 お客様の業種・事業規模・財務状況・リスク特性等を総合的に判断し、適切な補償内容を設計して提案します。 【KPI(4)】セミナー開催・内容、Youtube動画再生回数
	注 1			【方針3】 当社は、比較説明・推奨販売方針を定め、これに基づき適正に保険募集を行います。複数の保険会社と委託契約を締結する乗合代理店として、お客様の意向をしっかりと確認・把握した上で、商品選択を行います。 【方針5】 お客様の業種・事業規模・財務状況・リスク特性等を総合的に判断し、適切な補償内容を設計して提案します。 【KPI(1)】法人のお客様数の推移
	注 2	非該当	【補充方針(プロダクトガバナンス)】	【補充方針(プロダクトガバナンス)】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 3	実施	【方針4】わかりやすく重要な情報を提供します 【方針5】お客様それぞれにふさわしいサービスを提供します	【方針4】 保険商品の補償内容・リスク・免責条項等の重要情報について、お客様に十分ご理解いただけるよう丁寧、かつ分かりやすく説明します 【方針5】 社会環境の変化に伴う新しいリスクや多様化するお客様ニーズに迅速かつ柔軟に対応した商品・サービスをお届けします。 契約更新(更改)時には、リスク変化の有無を確認して最適化を図るとともに、ご契約の変更・解約等を迅速かつ適切に行うことで、お客さまの利便性を向上させます。 【KPI(2)】独自アンケート(ISO9001基準)
	注 4			【方針2】 当社では、国際品質規格ISO9001基準に基づき、お客様にアンケートを実施しています。(担当者の対応、ニーズに合った保険加入、的確な商品説明) お客様の声に広く耳を傾け、寄せられたすべてのお客様の声に誠意をもって迅速・適切・真摯に対応します。また、お客様からいただいたご要望などを継続的に業務改善に活かします。 【方針4】 企業の様々なリスク(サイバーリスク・会社役員賠償リスク・労務リスク等)については、専門セミナーの開催やYouTube等の動画発信を通じて、数多くの情報提供を行います。 【方針5】 お客様の業種・事業規模・財務状況・リスク特性等を総合的に判断し、適切な補償内容を設計して提案します。 【KPI(3)】内部監査実施率 【KPI(4)】セミナー開催・内容、Youtube動画再生回数
	注 5	実施	【方針4】わかりやすく重要な情報を提供します 【方針5】お客様それぞれにふさわしいサービスを提供します	【方針4】 企業の様々なリスク(サイバーリスク・会社役員賠償リスク・労務リスク等)については、専門セミナーの開催やYouTube等の動画発信を通じて、数多くの情報提供を行います。 【方針5】 お客様の業種・事業規模・財務状況・リスク特性等を総合的に判断し、適切な補償内容を設計して提案します。 【KPI(4)】セミナー開催・内容、Youtube動画再生回数
原則 6				【方針4】 お客様の意向に沿った適切な商品を選択いただけるよう、お客様の商品に関する知識・理解、予算、契約の目的等を総合的に勘案して、明確・平易かつ誠実な説明を心がけます。 【方針5】 お客様の業種・事業規模・財務状況・リスク特性等を総合的に判断し、適切な補償内容を設計して提案します。 【KPI(2)】独自アンケート(ISO9001基準)
	注 1	実施	【方針2】専門性を高め、お客様の最善の利益を追求します 【方針4】わかりやすく重要な情報を提供します 【方針5】お客様それぞれにふさわしいサービスを提供します	【方針2】 事故発生時には、お客様の立場に立って満足度の高い事故解決が図れるよう努めます。 【方針4】 保険商品の補償内容・リスク・免責条項等の重要情報について、お客様に十分ご理解いただけるよう丁寧、かつ分かりやすく説明します。 【方針5】 事故に遭われたすべてのお客様、保険金・給付金を請求されるすべてのお客様に安心していただけるよう、事故の報告及び保険金・給付金の請求から支払いまでのプロセスを丁寧かつ迅速にサポートします。 【KPI(5)】継続率、保険金・給付金支払件数(損保・生保)
	注 2			【補充方針(プロダクトガバナンス)】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 3	非該当	【補充方針(プロダクトガバナンス)】	【補充方針(プロダクトガバナンス)】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
	注 4	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
原則 7		【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	【方針6】 役職員の評価基準に、営業目標の達成度合いだけではなく、企業意識・コンプライアンス・お客様志向等を取り入れ、お客様本位の業務運営が適切に遂行されるよう役員員に対する動機づけ及びその枠組みを構築してまいります。 【KPI(6)】商品勉強会・コンプライアンス研修・苦情是正
	注	金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	【方針6】 全社員が「お客様本位の行動」を実践できるよう、教育体系を整備します。定期的に社内研修を実施することで「学ぶ意識」を醸成し、専門知識・倫理観の維持向上を図ります。 お客様からの苦情・ご要望等は、社長室・管理本部で一元管理します。 【KPI(6)】商品勉強会・コンプライアンス研修・苦情是正
補充原則 1		【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
補充原則 2		【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCA サイクルを確立すべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
補充原則 3		【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客（例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等）も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取り決めを行うべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
補充原則 4		【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
補充原則 5		【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要となる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。
	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	【補充方針（プロダクトガバナンス）】 当社は金融商品の組成には携わりませんが、保険代理店として、取扱保険会社の商品設計・品質管理方針を理解し、お客様の最善利益が確保されるよう留意します。

【照会先】

部署	社長室
連絡先	03－3345－7682 https://www.shintoshin-ag.co.jp/